

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	気体廃棄物処理系排ガス貯蔵タンク（A、B）用ドレン配管連絡弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉で緑ランプ不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
2	3号機	移動式炉内計装系駆動制御装置（C）の画面表示用押しボタンを押しても画面が表示されないため、当該装置を点検・修理	C	
3	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系制御室用空調機の結露水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	3号機	原子炉隔離時冷却系の確認運転において、中央操作室からの遠隔操作にて同系駆動用タービンの停止操作を実施したところ停止できず、現場での手動停止操作により停止できたため、対応検討	B	
5	5号機	監視機能健全性検査のうち原子炉建屋油ドレンサンプポンプ出口放射線モニタのインターロック機能試験において、試験用電源供給スイッチの接続及び取外しの際、「共通電源開閉器（B）」の過負荷トリップを示す警報が発生（計2回）したため、当該電源開閉器（B）の電源回路を点検・修理	D	
6	5号機	タービン建屋換気空調系ページング室内空調機用冷凍機（B）の冷却用空気取入口の保護カバーに変形が認められたため、当該保護カバーを点検・修理	D	
7	5号機	ストームドレン処理系サンプルタンクからのドレン放出弁のグランド部より水のリーク（1分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	主蒸気自動減圧・逃し安全弁排気温度記録計の打点番号5（主蒸気逃し安全弁（E）の温度）に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
9	6号機	主タービン発電機軸受メタル温度記録計の打点番号3（第3軸受メタル温度）に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
10	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ内に漏えい発生の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
11	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（A）に性能劣化によるものと推定される給液流量の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク設備建屋1階通路の火災感知器（1台）に誤動作が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで